

防災訓練で安全を確保！！

前号では、法律に基づいた定期的な社内勉強会について紹介しましたが、今回は「高圧ガス保安法」に基づいて年1回実施している『防災訓練』について紹介します。

【想定】

充填作業中、強度の地震発生により充填された多数の50kg容器が転倒し大量のLPガスが噴出。又、充填ラインも破損し大量のLPガスが噴出。噴出したLPガス遮断処置中に1名の負傷者が発生。

【内容】

- ①[隊長] [連絡班] [処置班] [消火班] [検知班] [散水班] [警戒班] [広報班] [救護班] [負傷者役]等の役割分担を事前に決めておく。
- ②[隊長]が「地震発生」を宣言、全員が事務所前に集合。
- ③[連絡班]は、事前に訓練を実施することを伝えてある消防署に、ガス噴出事故が発生した旨を電話連絡する。
- ④[処置班]は、転倒容器の引き起こし/充填ラインのバルブ閉止、防災工具による噴出ガス遮断作業を行う。[消火班]は、処置班の風上側で消火器を構えて出火時対応の準備をする。[検知班]は、ガス漏れ検知器を使用して風下側で周辺のガス濃度を測定する。[散水班]は、散水ポンプを作動させ、LPガスタンクへの散水を実施する。[警戒班]は、正門前で交通規制を実施する。[広報班]は、広報車にて周辺に対し火気使用禁止を周知する。[救護班]は、処置班の内1名の[負傷者役]を安全な場所に移動させ救護する。
- ⑤[処置班]の噴出ガス遮断作業が完了したら、各班は事務所前に再集合し処置完了報告をする。
- ⑥[連絡班]が消防署に処置完了を電話連絡し、防災訓練は終了となる。（以上約20分程度）

以上、充填所を運営している福山営業所における防災訓練を紹介しましたが、廿日市社は充填所を運営していないので、期限切れの消火器を実際に使用しての消火訓練等を行っています。



本年6月28日に実施した防災訓練風景（福山営業所）



一昨年9月の訓練風景（廿日市本社）

地道に訓練を行うことにより、いざというときの安全確保につながります。